

船舶事故調査報告書

令和4年3月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年2月10日 05時55分ごろ
発生場所	静岡県静岡市真崎海岸 清水港三保防波堤北灯台から真方位242°920m付近 (概位 北緯35°01.2' 東経138°30.9')
事故の概要	漁船勢王丸は、東南東進中、砂浜に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年4月30日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 勢王丸、3トン
船舶番号、船舶所有者等	SO3-22708（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	キールに擦過傷、プロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、GPSプロッターを作動し、真崎海岸北西方沖を約8ノットの対地速力で自動操舵により東進していた。 船長は、真崎海岸沖の通航経験が豊富であり、東方に向けて自動操舵を設定していたが、電動リールの電源を入れる作業をしていた際、同リールのコードが操舵ダイヤルに当たって針路が東南東方に変わり、本船が砂浜に向かって航行していることに気付かずに砂浜に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首尾共に約1.2mであった。
分析	本船は、東進中、船長が、電動リールの電源を入れる作業をしていた際、同リールのコードが操舵ダイヤルに当たって自動操舵の針路が東南東に変更されたことから、真崎海岸に向かって航行していることに気付かず、同海岸の砂浜に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が東進中、船長が、電動リールの電源を入れる作業をしていた際、同リールのコードが操舵ダイヤルに当たり、自動操舵の針路が東南東に変更されたため、真崎海岸に向かって航行していることに気付かず、同海岸の砂浜に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・操舵ダイヤルは、誤って触れるような場所には置かないこと。

- |  |                                                                                            |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、自動操舵中であっても、常時適切な船位の確認及び周囲の見張りをを行うこと。</li></ul> |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------|